

開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

職員の扶養手当及び住居手当等所要の改正をしたいので、開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

開成町職員の給与に関する条例（昭和 39 年開成町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当) 第 7 条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で、他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する<u>扶養親族</u>（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき<u>13,000 円</u>、前項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する<u>扶養親族</u>については 1 人につき<u>6,500 円</u>とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間 _____ にある子がいる場合における<u>扶養手当</u>の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、<u>扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(扶養手当) 第 7 条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で、他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに掲げる<u>扶養親族</u>（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については 1 人につき<u>6,500 円</u>、同項第 2 号に掲げる<u>扶養親族</u>（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき<u>10,000 円</u>とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間 _____ (以下「<u>特定期間</u>」という。)にある子がいる場合における<u>扶養手当</u>の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>第8条 削除</p>	<p>(扶養親族の届出)</p> <p>第8条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合 (扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月 (これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始し、扶養手当を受けている職員が退職、免職又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職、免職又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月 (これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の</p>

改正後	改正前
<p>(地域手当)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第8条の3 (略)</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から</p>	<p>属する月) から行うものとする。</p> <p><u>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。</u></p> <p>(1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p>(3) <u>職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p><u>4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> <p>(地域手当)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第8条の3 (略)</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から</p>

改正後	改正前
<p>27,000円を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が 17,000円を超えるときは、17,000円) を<u>6,000円</u>に加算した額</p>	<p>27,000円を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が 17,000円を超えるときは、17,000円) を<u>11,000円</u>に加算した額</p>
<p>3 前項第1号の場合において、開成町内に に居住している職員の住居手当の月額 は、同号に規定する額に<u>15,000円</u>を加算 した額とする。</p>	<p>3 前項第1号の場合において、開成町内に に居住している職員の住居手当の月額 は、同号に規定する額に<u>5,000円</u>を加算 した額とする。</p>
<p>4 (略) (管理職員特別勤務手当)</p>	<p>4 (略) (管理職員特別勤務手当)</p>
<p>第15条の2 前条第1項の規定に基づき、 管理職手当の支給を受ける職員が、臨時 又は緊急の必要その他の公務の運営の必 要により週休日又は休日(次項において 「週休日等」という。)に勤務をした場合 は、当該職員には、管理職員特別勤務手 当を支給する。</p>	<p>第15条の2 前条第1項の規定に基づき、 管理職手当の支給を受ける職員が、臨時 又は緊急の必要その他の公務の運営の必 要により週休日又は休日(次項において 「週休日等」という。)に勤務__した場合 は、当該職員には、管理職員特別勤務手 当を支給する。</p>
<p>2 前項に規定する場合のほか、前条第1 項の規定に基づき、管理職手当の支給を 受ける職員が災害への対処その他の臨時 又は緊急の必要により<u>午後10時</u> <u>から翌日の午前5時までの間</u> (週休日等に含まれる時間を除く。)であ って正規の勤務時間外の時間に勤務をし た場合は、当該職員には、管理職員特別 勤務手当を支給する。</p>	<p>2 前項に規定する場合のほか、前条第1 項の規定に基づき、管理職手当の支給を 受ける職員が災害への対処その他の臨時 又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日</u> <u>の午前零時から午前5時までの間</u> であ って正規の勤務時間外の時間に勤務__し た場合は、当該職員には、管理職員特別 勤務手当を支給する。</p>
<p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各 号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号 に定める額(前2項に規定する勤務に従 事する時間等を考慮して規則で定める勤 務をした職員にあつてはその額に100分 の150を乗じて得た額)とする。</p>	<p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各 号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号 に定める額_____ _____ _____とする。</p>
<p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤 務1回につき、12,000円を超えない範 囲内において規則で定める額_____ _____ _____</p>	<p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤 務1回につき、12,000円を超えない範 囲内において規則で定める額(当該勤 務に従事する時間等を考慮して規則で 定める勤務にあつては、その額に100 分の150を乗じて得た額)</p>

改正後	改正前
<p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第 17 条の2 第 4 条第 2 項から第 8 項まで、第 7 条、第 8 条、<u>第 8 条の 3 第 1 項第 2 号、8 条の 3 第 3 項</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～11 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>12～20</u> (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第 17 条の2 第 4 条第 2 項から第 8 項まで、第 7 条、第 8 条<u>及び第 8 条の 3</u> _____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～11 (略)</p> <p><u>(地域手当の額の特例)</u></p> <p><u>12 当分の間、第 8 条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の 5」とする。</u></p> <p><u>13～21</u> (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における改正後の開成町職員の給与に関する条例第 7 条の規定の適用については、同条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。